

業務委託契約書（案）

委託業務の名称 エレベーター保守点検業務

委託期間 令和7年11月1日から令和10年10月31日まで

業務委託料 契約期間総額¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

（内訳） 令和7年度¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和8年度～令和9年度 各¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10年度¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上とする。ただし、山形県財務規則第135条の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書業務の委託について、委託者 山形県立山形工業高等学校長 安部 康典 を発注者とし、受託者〇〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇 を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（委託業務の遂行場所）

第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。

山形市緑町一丁目5番12号 山形県立山形工業高等学校東棟

（業務遂行上の義務）

第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第4条 受注者は、本契約締結後、速やかに、従事者のうち、本契約のエレベーターの保守点検に関する社内資格、法定検査の公的資格（昇降機検査資格者等）などの資格を保有するとともに、本エレベーターと同型又は類似のエレベーターの保守点検実績を有し、本件業務の主たる業務（本件業務のうち、現場で行う保守点検作業をいう。以下同じ。）を現場において担当する者（以下「業務担当者」という。）を定め、その氏名及び資格と実績の名称及び内容等を、発注者又は発注者が委託した者に通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、受注者が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。

2 本契約期間中において、受注者が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

3 受注者は、受注者の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができる。代替要員を置くにあたっては、受注者は第1項の規定を準用し、その旨を発注者に通知しなければならないものとする。

4 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

（受注者の責務）

第5条 本契約に基づく受注者の責務は、次のとおりとする。

（1）エレベーターの保守点検をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行うこと。

（2）本件業務を業務担当者等に行わせること。

（3）業務担当者又は代替要員を、緊急時を除き、主たる業務の作業に従事させ又は立ち会わせること。

（4）本件業務の結果を第17条の定めに従い、文書等により発注者に対して報告すること。

- (5) 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

(発注者の責務)

第6条 本契約に基づく発注者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が使用上の注意事項を提示したときは、その事項を遵守し、本エレベーターを安全に運行させるよう努めること。
- (2) 本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに受注者にその旨を連絡するものとし、独自の判断によって機器類に手を加えないこと。
- (3) 受注者に本エレベーターの本件業務を行わせるに当たって、受注者が必要とする作業時間及びエレベーターの停止期間の確保、かつ情報の提供に協力するとともに、受注者が安全に本件業務に従事することができるよう配慮すること。
- (4) 受注者が法定検査等の業務を十分に行うことができるよう作業時間及びエレベーターの停止期間の確保に協力すること。

(秘密の保持等)

第7条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第9条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第10条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(受託者所有機器等)

第13条 受注者は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、別紙仕様書に記載の受注者所有の機器・部品・備品・電話回線等（以下「受託者所有機器」という。）を対象エレベーター又は建物に設置するものとする。なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。

- 2 受託者所有機器の設置費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由又は発注者の意向による受託者所有機器の修理、取替等に要する費用は、発注者の負担とする。
- 3 発注者は、受注者の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。
 - (1) 受託者所有機器を設置場所から移動すること。

- (2) 受託者所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。
- (3) 受託者所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。
- 4 発注者は、受託者所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに受注者に通知するものとする。
- 5 受注者は、本契約が終了したときは、受託者所有機器を速やかに撤去し、発注者は受注者による撤去のための建物の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、受注者は、撤去工事を行うときは、発注者に対して事前に通知するものとする。
- 6 受託者所有機器の撤去費用は受注者の負担とする。

(契約内容の変更等)

第14条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注

者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

(事故発生の通知)

第16条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(作業報告等)

第17条 受注者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して作業報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

(委託料の支払)

第18条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し月ごとに委託料¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額¥〇〇〇〇円）の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第19条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第15条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(瑕疵担保)

第20条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞違約金)

第21条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第22条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 山形県山形市緑町一丁目5番12号
山形県立山形工業高等学校長 安部 康典 ⑩

受注者 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○○会社 代表取締役 ○○ ○○ ⑩

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除できるとともに必要な措置を求めることができる。